



OBA MJ 連載

## Vol.9 行政連携

# 総合法律相談センター運営委員会における 行政機関との連携

行政連携推進プロジェクトチーム 委員 伊加井 義弘

総合法律相談センター運営委員会には、現在、10の部会と1つのプロジェクトチームが設置されています。これらの部会やプロジェクトチームが、それぞれの取り扱い分野において、総合法律相談センターの運営に関する活動を行っております。

ところで、従前より、各自治体において市民向けの法律相談を開催するなど、行政機関には、弁護士に対するニーズがございます。また、近時、弁護士業務の拡大等の観点から、各弁護士ないし弁護士会より行政機関に対し、法律相談業務等に関する各種の働きかけを行う必要が生じており、実際に、新たな連携がなされてきています。

このように、総合法律相談センター運営委員会においては、従前より行政機関との連携がなされており、新たな連携体制についても、模索しながら進められているところです。以下では、本委員会が行っている行政機関との連携について報告いたします。

## 1 法律相談所の設置

先程も触れたように、従前より、各自治体等において、法律相談所を設置して、市民向けの法律相談がなされております。

これは、各自治体等と弁護士会が委託契約を締結して、弁護士会が各自治体等に法律相談担当の弁護士を派遣する、という形を取っています。

現在、大阪市内だけで約40カ所、大阪市内を除く大阪府下では約70カ所、合計約110カ所の各自治体等に、法律相談担当の弁護士を派遣しております。

平成23年度（平成23年4月～平成24年3月）の1年間においては、相談件数合計が約4万2千件、相談担当弁護士の延べ人数の合計が約7千500人となっております。

このことから、各自治体等（ないし市民等）から弁護士に対して、かなり大きなニーズがあることがわかります。

そして、相談者が、相談担当弁護士に対し、法律相談のみならず、事件を依頼したい、と希望した場

合には、連絡票制度を利用することにより、相談担当弁護士が事件を直接受任するシステムが運用されています。

これは、相談者が、所定の「連絡票」という用紙に必要事項を記入したうえ、大阪弁護士会（当センター）に送付し、これを受領した大阪弁護士会（当センター）が相談担当弁護士に、相談者の連絡先等を通知する、というものです。

この制度により、事件を依頼したい市民等のニーズと、法律相談の場を借りて事件漁りのようなことをされることを懸念する自治体等の立場を、両立させることが可能となっております。

これにより、相談担当弁護士にとっても、事件を受任する機会を設けられることになり、相談日当以外にも、弁護士業務拡大の可能性が開かれることとなります。

## 2 法律相談に関する苦情への対応

上記の法律相談を開催することにより、残念ながら、相談者、あるいは、開催自治体等の担当者の方より、相談担当弁護士等に対し、その対応に不満を

もたれ、当センターに苦情を寄せられることがございます。当センターとしては、かかる苦情に真摯に対応することにより、当センターが関わる法律相談業務を少しでも改善することを目的として、法律相談改善部会が設置されています。

同部会は、上記の苦情等に対応し、苦情の内容によっては、必要に応じ、対象弁護士へのヒアリングを行ったり、開催自治体等の担当者の方等に苦情の内容を確認することを行ったりして、当センターの全体委員会に報告しています。

### 3 自治体との懇談会

これも上記の法律相談と関連しますが、当センターは、適宜、各自治体等の法律相談担当者の方を対象とした懇談会を開催しています。

当センターとしては、個別の苦情については、上記の法律相談改善部会による対応を行っております。それに加えて、日ごろの業務を行っておられる担当者の方から、広くご意見やご要望等を拝聴し、今後の法律相談業務のあり方の参考とすることを目的として、このような懇談会を開催しています。

この懇談会には、毎回、多くの自治体等からのご出席をいただき、多くの貴重なご意見やご要望等をいただいております。

### 4 自治体との連携による多重債務者救済制度

これは、多重債務者の早期発見とその救済を図るため、大阪弁護士会が大阪府下の自治体と積極的に連携するというものですが、月刊大阪弁護士会7月号の消費者保護委員会との連携の記事でも紹介されていきましたので、詳細は省略します。

当センターとしては、一定の研修等を受けて登録要件を満たしたうえで、担当希望者として当センターに登録した会員を対象として、担当の待機日を通知し、各自治体を通じて本制度を利用したい旨の依頼が当センターに寄せられた場合に、待機の担当弁護士を紹介する、ということで、かかる制度の運用に関わっております。

## 5 法律相談センターの設置

現在、当センターでは、司法アクセスの向上を目的として、各地に、当センターが直接に運営する、常設の法律相談センターを設置しています。

これらに加え、北摂地域において、自治体が運営に関与する施設にて、非常設の法律相談所が設けられています（池田市、吹田市、高槻市）。

常設であれば、賃料や常駐の職員の人件費等、相当のコストを要することから、一定の相談数が見込まれる地域でなければ運営ができませんが、非常設であれば、コストが少ないことから、リスクの少ない運営が可能となります。

よって、近時は、常設にこだわらず、非常設の法律相談所を多く設けることにより、司法アクセスのさらなる向上を図ることを模索しています。

ただ、非常設の場合、当センターの職員が常駐しないため、法律相談所の施設の運営に関与する、各自治体の協力が不可欠となりますので、当センターとしては、かかる点においても、各自治体に協力をお願いしています。

また、各自治体としても、自治体が法律相談所の新たな設置・運営に関与することにより、身近な法律相談所が設置されることで、市民の司法アクセスが向上するというメリットがあるものと考えられますので、当センターとしても、機会があれば、各自治体に対し、広報等を行うことも検討しています。

まだ具体化していないものの、実際に、自治体との共催による法律相談所の運営を検討していただいている自治体もあるようであり、今後の進展が期待されます。

このように、当センターが行う法律相談事業の運営は、各自治体等との連携が不可欠であり、これからの発展のためには、更なる連携が必要となりますが、この点をどのように具体的に進めていくかが、今後の課題となります。